

富田林市補助金等の適正化に 関する指針(ガイドライン)

令和6年2月19日

総務部行政管理課



目次

I. 本指針策定の趣旨	2
II. 基本事項	3
III. 補助金交付に関する課題と適正化の方向性	4
IV. 補助金の新たな分類	7
V. 補助金適正化の基本的な視点	10
VI. 補助金適正化のための交付基準	11
VII. 補助金交付基準の検証の考え方	15
VIII. 補助金適正化の手順	20
IX. その他	21

I. 本指針策定の趣旨

補助金とは、市民及び団体に対し、財政的な支援を行うことにより、広く公益を実現するための制度です。法的にも地方自治法第232条の2において、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されています。この補助金制度は、市民や団体が主体となった事業の実施や、市の目指す施策の実現、さらには市民等の経済的な支援に大きな役割を果たしています。一方で、補助金は被補助者となる団体の固定化や、創設時とは社会情勢が変化しているにも関わらず対応が遅れ、旧来の制度が残っているなど、表面化している課題も多く、また市政運営の原資となる税収が伸び悩む中で、少子高齢化による社会保障費の増など、歳出は増加傾向にあり、自治体の財政はますます厳しさを増しています。そのため、あらゆる分野における行政活動を見直し、選択と集中を一層進めることが求められています。補助金制度についても公金を支出するにあたり、適正な執行や透明性の確保が求められており、「公益性」「公平性」「有効性」の観点から補助金等について、広範かつ抜本的に検討する必要があります。【富田林市補助金等検討委員会提言書「1.はじめに」の内容を一部抜粋】

そのため、令和3年度に外部有識者を含む補助金等検討委員会を設置し、現状の補助金の課題の検討や適正化・見直しに向けた方向性について議論を行い、令和4年度に本委員会から本市に対し、『富田林市補助金等検討委員会提言書』（以下「提言書」という。）として、補助金等の適正化・見直しの方向性等が提言されました。

「富田林市補助金等の適正化に関する指針（ガイドライン）」（以下「本指針」という。）は、この提言書に基づき、今後の補助金等の適正化に向けた取組を具現化するためにも、本市における補助金等に対する考え方を明確に示し、より効率的で適正な補助金等のあり方に関する統一的なガイドラインとして、本指針を策定するものです。

Ⅱ. 基本事項

本指針は、補助事業者に対して補助金等を交付する際の基準等を定めることにより、富田林市補助金等交付規則（昭和52年4月14日規則第8号。以下「規則」という。）の規定を補完するものです。また、既存補助金等の見直しを行うにあたっての方向性を示すとともに、新たな補助金等を創設する際の判断基準となるものです。

(1) 本指針の対象

本指針における補助金等とは、規則第2条第1号に定めるものを対象としますが、負担金（本市と他自治体との協定等により負担割合を定めがあるもの）、交付金（法令または条例・規則等の定めにより、特定の事業にかかる所要経費の一部または全額を一方的または義務的に交付するもの）は除きます。

(2) 補助金等の交付対象

市は、次の各項目に該当する場合を除き、補助金等を交付することが妥当であると判断した個人や団体等に対して、本指針との適合を検証した上で、補助金等を交付することができます。

①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）

②その他補助金等の交付対象として適切でないと市が判断した個人や団体等

(3) 補助金等交付要綱の整備

既存補助金制度の執行にあたっては、交付目的や交付手続き等を明確にするため、規則第12条の2に基づき個別に交付要綱を整備し、随時その内容を検証することとします。

なお、制定(改正)する要綱は、以下の各項目を含むことを基本とし、補助事業の廃止の際は、必ず要綱廃止の処理を行うこととします。既存補助金制度において内容が欠けているものは随時見直しを行い一層の適正化を図ります。

- ①補助目的…補助金等の交付目的(補助金交付でどのように施策目標を達成するのか)
- ②補助対象者の要件…補助金等の対象となる個人や団体等
- ③補助対象事業及び経費…補助金等の対象事業及び対象となる経費または対象外となる経費
- ④補助金等の交付額…交付額の算定方法(補助率、補助単価、補助基準額など)
- ⑤交付手続き等…交付申請、交付決定、交付の取消等、規則に規定された内容
- ⑥補助金等の見直し時期…効果検証を踏まえた補助金等の再検証を行うため、見直し時期(終期)を設定

(4) 新規補助金等の創設

新たな補助金等の創設にあたっては、上記(3)の①～⑥の項目を含むことを基本とします。

Ⅲ. 補助金交付に関する課題と適正化の方向性

本市で交付されている補助金等の現状について、提言書をもとに分析・分類し、見えてくる課題に対し、適正化に向けた取り組みを進めます。

(1) これまでの補助金等における課題等

本市ではこれまでも補助金等の見直し、適正化に取り組んでおり、平成25年以降は団体の運営に係る補助の適正化に重点を置いてきました。団体の運営経費を対象とした補助金制度では、その補助金交付を前提とした運営や、その団体の自主性や自立を阻害する要因となってしまう恐れがあります。そのため、団体の運営に対する補助から、事業を実施するにあたって要する経費を対象とした補助金制度へと移行を進めてきました。これまでの事業費補助金はその性質によって2つに分類することができ、1つは市が目指す方向性に合致する事業に対して、経費の一部を補助する奨励的事業費補助。もう1つは、本来は行政が主体となって行うべき事業を、民間事業者が実施することでより効果的・効率的に実施できるため、事業に要した費用を補助する委託的事業費補助です。補助金適正化の取組みの成果として、団体の運営に係る補助から各事業費補助への転換は進みましたが、一方で、以下に示す課題も表面化してきました。

①奨励的事業費補助については、補助金制度の創設時に期限を設けておらず、市民ニーズや時代の流れに合致した制度であるか等、必要に応じて見直す制度になっていません。

②委託的事業費補助については、補助金として交付するため、業務内容や成果を定める仕様書が存在せず、実績報告等についても業務委託に比べて緩い基準となっています。そのため、事務の効率性があり、補助金制度を利用しやすいというメリットがある反面、費用対効果の検証や市場原理による競争性、公平性を損なうといった面もあります。

③現在の補助金分類は、事業費補助を実施主体の面から見て、民間主導(=奨励的事業費補助)と行政主導(=委託的事業費補助)の2つに区分していますが、民間と行政が協力して実施しなければならない協働的補助金制度の視点が欠けています。今後、ますます社会の多様化が進み、行政だけ、または民間だけでは対応できない課題に対処するため、補助金にも協働の考えを導入した分類を設定する必要があります。

(2) 課題を踏まえた今後における補助金等の分類

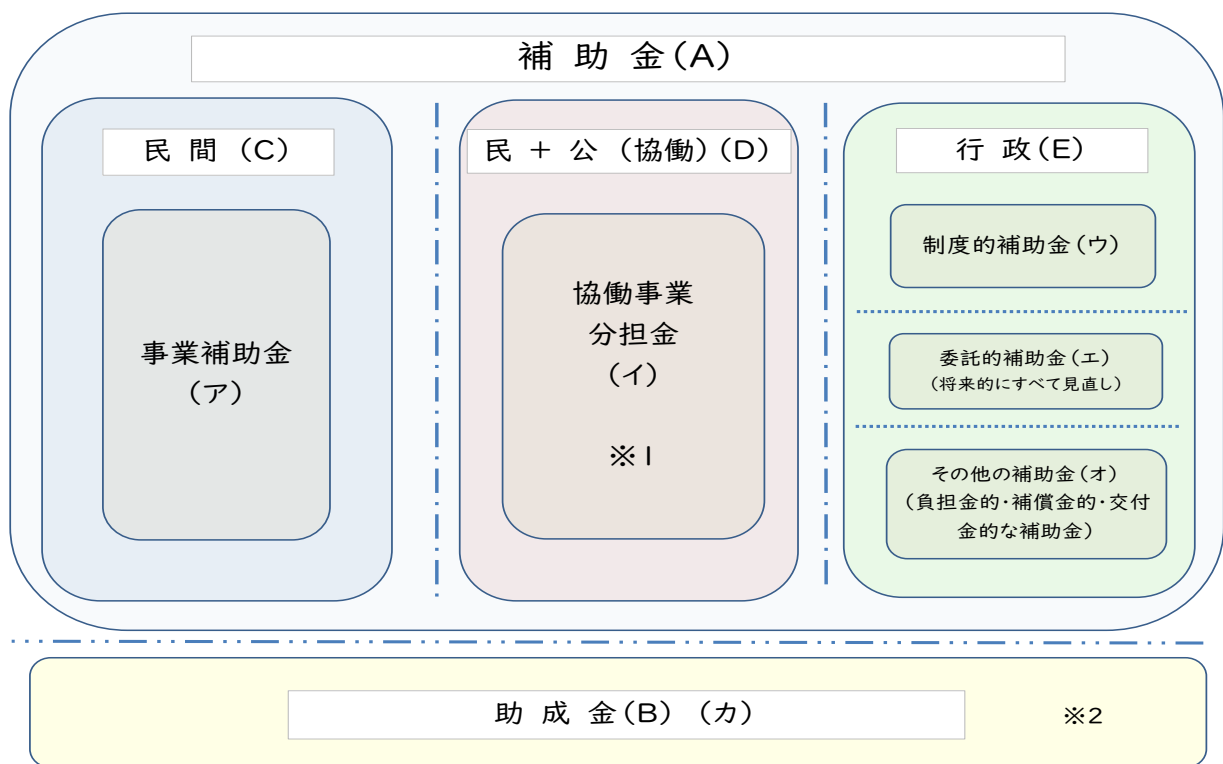
上記における課題を整理し、さらなる補助金等の適正化を進めるため、補助金等の新たな分類を定めます。大きな変更点として、これまで補助金等と呼ばれる制度における、統一的な命名規則を定義していなかった点を改めます。新たな命名ルールを設定することで、市民にわかりやすい、名称から制度の性質が類推できる仕組みを目指します。

第一に補助金等を補助金と助成金に区分します。主に、事業計画の審査や事後の実績報告など、いわゆる事業に対して行うものを『補助金』、一定要件を満たせば支給されるものを『助成金』として明確に区分することで、簡潔明瞭な制度設計を行い、交付手続きを簡素化することで事務の効率化を図ります。

第二に『補助金』を、事業を実施する主体によって3分類します。また、行政が主体となるものとして従来の委託的事業費補助に、法令で定められた補助金制度や、他団体と協定や覚書を交わした事業に対する交付金など、行政が事業として実施しているものを加えて、新たに分類します。【※補助金の新分類表は、P7 に掲載。】

IV. 補助金等の新たな分類

補助金等の見直しにあたり、現行の補助金等を下表のとおり再分類し、交付基準の明確化や効果等の検証を行うこととします。

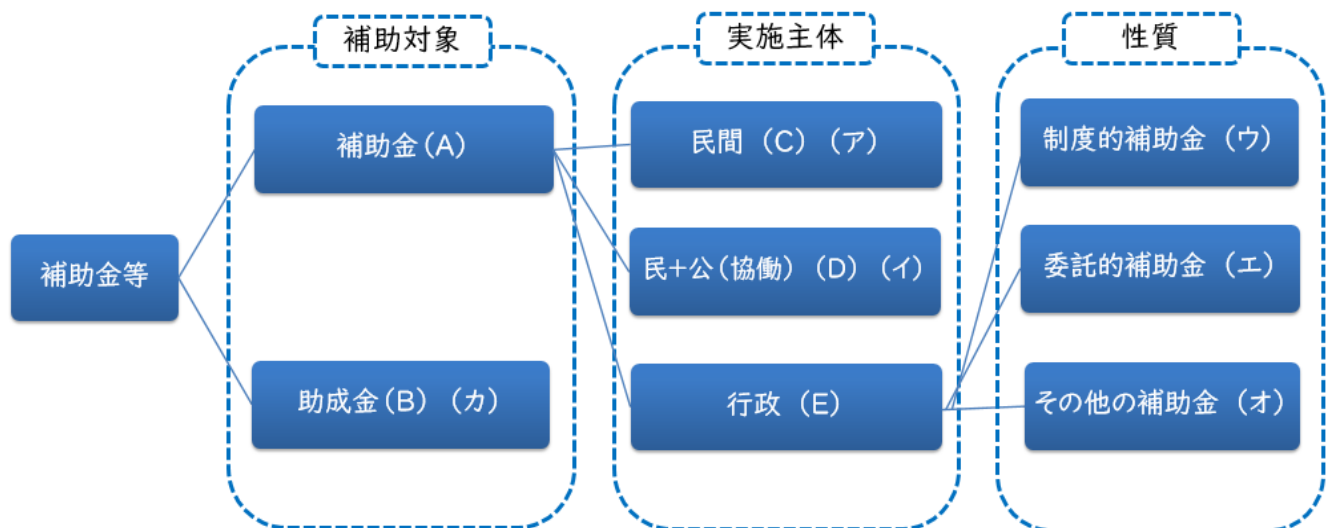


補足説明

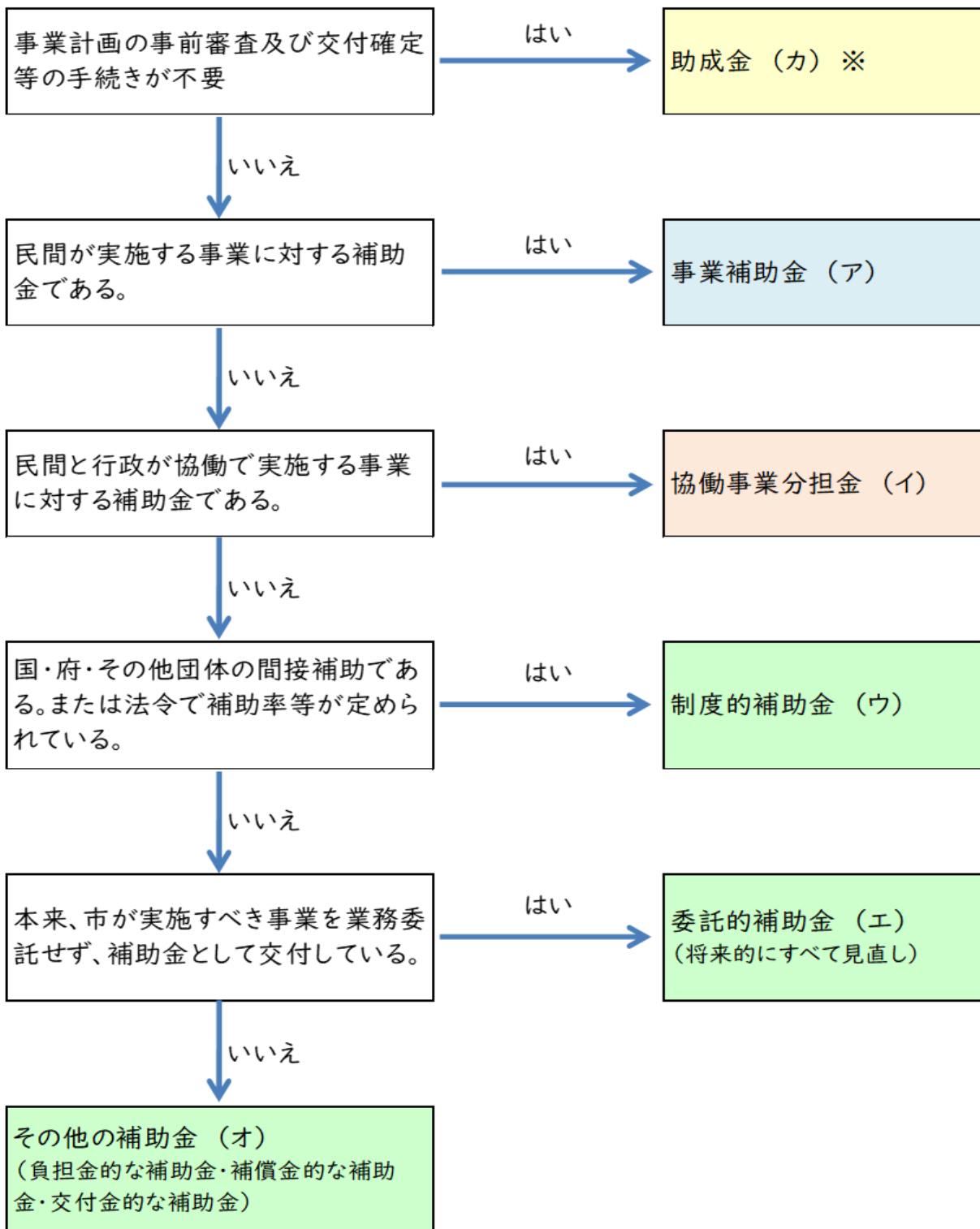
※1・・・行政と民間が対等の立場で事業を行うもので補助金という上下関係を想起する用語は不適切であるため、協働事業分担金と定義します。

※2・・・助成金の中には「国・府・その他団体の間接補助である。または法令で補助率等が定められている。」と定義した制度的補助金としての性質を持つものが含まれます。

◎補助金等の新たな分類の体系図



◎補助金等の新たな分類 フローチャート図



※ 助成金の中には「国・府・その他団体の間接補助である。または法令で補助率等が定められている。」と定義した制度的補助金としての性質を持つものが含まれます。

分類			説明(概要)
補助対象	実施主体	性質	
補助金 (A)	民間(C)	事業費補助金 (ア)	民間事業者が主体となって実施する事業で、市が『奨励』するもの
	民+公(D) (協働)	協働事業分担金 (イ)	行政も携わるべき事業で、民間(地域・団体など)と一緒にやるべきもの
	行政(E)	制度的補助金 (ウ)	国や府など他団体の補助金制度に基づき補助するもの
		委託的補助金(エ) (将来的にすべて見直し)	本来は行政が実施すべきものであるが、民間事業者に任せようが効率的であるため、対価として補助金を交付しているもの
		その他の補助金(オ) (負担金的・補償金的・交付金的な補助金)	他自治体との協定などで負担割合が決まっているものや補償的な性質で補助金を交付するものなど
助成金 (B) (カ)			事業の普及促進や経済的支援・福祉的目的等のため助成するもの 一定要件を満たしていれば支給されるもの

V. 補助金適正化の基本的な視点

補助金等の創設及び見直しに際しては、提言書の内容を取り入れ、下記の5つの視点による検証が必要です。

- ①客観的な公益性と政策上の必要性が認められるか
- ②公平性や透明性など施策手段としての的確性を備えているか
- ③市の補助金等の交付が不可欠であるか
- ④補助額に見合う効果が期待されるか
- ⑤見直しの仕組みを備えているか

これまでの補助金等の運用実態をみると、本市には長期化・固定化している補助金等が多数あり、それらについては、施策の浸透・普及等により既に施策目的が達成されていないか、社会経済情勢の変化により社会的需要が低下するなどして公益性が薄らいでいないか、言い換えると、補助金等を継続することで現状以上に施策効果が増進するのか（させる必要があるのか）という視点を持ち、これまでよりも一歩踏み込んで、真に継続すべき補助金等であるかを検証してください。

これらの視点を踏まえ、補助金等を交付するにあたって適合すべき基準を「VI. 補助金適正化のための交付基準」に、その検証の考え方を「VII. 補助金交付基準の検証の考え方」に示します。あわせて、適正化の手順を「VIII. 補助金適正化の手順」に示します。

VI. 補助金適正化のための交付基準

補助金適正化の基本的な視点を踏まえ、下記の5つの基準に照らし、例外なく全ての補助金等を検証し、必要な措置を実施します。

基準1 客観的な公益性と、政策上の必要性が認められること

基準2 公平性や透明性など施策手段としての的確性を備えること

基準3 市の補助金等の交付が不可欠であること

基準4 補助額に見合う効果が得られること

基準5 見直しの仕組みが備わっていること

上記の基準を踏まえたうえで、関係団体等との協議を進め、補助金等の適正化を図ります。また、基準を満たしていないものについては、当該補助金等の廃止も含め、そのあり方を早急に検討する必要があります。なお、本指針は新分類における助成金も対象としています。助成金は一定要件を満たしていれば支給されるものであり、事務の効率化のために交付確定などの手続きについては、個々の要綱で規定することで一部を省略することができます。そのため、基準項目のうち該当するもののみを適用し適正化を図ることとします。

各基準における具体的な視点として、より詳細な項目を下記の通り定めます。

基準1 客観的な公益性と、政策上の必要性が認められること

(1) 客観的な公益性が認められること

①目的、内容、効果が現在の社会経済情勢に適合しており、かつ強い社会的需要や高い市民ニーズが認められるものであること。

②効果が特定の者の利益に留まらず、広く市民に及ぶものであること。

(2) 政策上の必要性が認められること

- ①富田林市総合ビジョン及び総合基本計画や各種個別計画等に定める市施策の推進、政策課題の解消に資するものであること。
- ②民間と行政の役割分担を踏まえ、協働すべきものや市が支援すべきものであること。
- ③国、府、市の役割分担を踏まえ、市が支援すべきものであること。

基準2 公平性や透明性など施策手段としての的確性を備えていること

(1) 施策手段として補助金等が最適であること

施策目的や民間と行政の役割分担の観点から、市の直接執行や業務委託等でなく、補助金等が最適であること。

(2) 補助対象となる事業が特定されていること

原則として事業費補助であること。

(3) 補助対象経費、補助額の設定が適切であること

- ①補助目的に照らして、市が負担する範囲として適切であること。対象事業の実施に直接結びつかない経費や、社会通念上妥当ではないものは、補助対象外とされていること。
- ②補助額は、補助金交付先の自主性を損なわない水準であること。
- ③補助額の算定方式は原則として補助対象経費の2分の1以内の定率補助とし、例外的に単価補助、定額補助などを採用する場合は、その理由と算定根拠が明確であること。
- ④国や府の補助基準を超えて交付する「上乘せ補助」や、基準より対象者・対象経費を広げた「横だし補助」は、特別な政策的判断によるものでない限り、行わないこと。
- ⑤補助金等の上限額を設定し、過大な支出を抑えること。

(4) 対象者の設定が適切であること

- ①補助目的に照らして、対象者の要件が的確に設定されていること。
- ②申請者間の公平性の観点から、要件を満たせば誰でも補助を受ける機会が確保されていること。

(5) 補助金等の交付先が交付先としての適格性を備えること

- ①公平性の観点から、補助金交付先においても、会費等の応分の負担や自主財源の確保に努めていること。
- ②原則として市が補助金交付先の事務局を担っていないこと。

(6) 透明性を備えること

補助金等の目的や内容などについて交付要綱等を広く公開し、補助金交付先においても会計報告や活動内容等を公開するように努めるなど透明性を確保すること。

基準3 市の補助金等の交付が不可欠であること

(1) 補助金等の交付が対象事業の推進に不可欠であること

- ①対象事業の収支上、補助金交付が実施に不可欠であること。
- ②団体の運営に係る補助の場合、補助金交付先が多額の余剰金を有していないこと。
- ③同一ないし類似目的の補助金等については、整理・統合を図ること。

基準4 補助額に見合う効果が得られること

(1) 補助額に見合う効果が得られる見込であること

- ①補助金交付により補助目的の達成に資する具体的な効果が得られる見込であること。

②想定される効果が補助額に見合うものであること。

(2) 効果の有無が客観的に判断できること

①原則として、客観的に検証可能な達成目標が設定されていること。

②何がどのような状態となれば目的を達成して補助金等を終了する判断となるかが、予め定められていること。

基準5 見直しの仕組みが備わっていること

(1) 終期または見直し時期が設定されていること

①総合基本計画や各種個別計画等の期間設定を踏まえ、目標の達成期限（終期）が設定されていること。

②他の市町村や広域的な団体との協議に基づき補助しているものや協働事業分担金など、達成期限（終期）の設定がそぐわないものについても、毎年度の効果検証等を踏まえ、補助対象経費や補助率の見直しなど再検証が確実に行われるよう、見直し時期が設定されていること（サンセット方式）。また、見直し時期にあわせ、継続を判断するための継続条件を設定すること。

Ⅶ. 補助金交付基準の検証の考え方

各補助金等が上記の基準1～5に適合しているか検証し、さらなる適正化に取り組むにあたっては、以下に具体的な考え方を示していますので参考としてください。

「基準1 客観的な公益性と、政策上の必要性が認められること」の考え方

(1) 客観的な公益性が認められること

ア) 補助金等の交付は、地方自治法第232条の2に規定する「公益上必要のある場合」に限られています。この基準を満たさない補助金等は廃止してください。

イ) 公益性の有無は、補助金等の目的だけでなく、見込まれる効果もあわせて総合的に判断する必要があります。

ウ) 市民等からの要望は重要な検討要素の一つですが、それだけをもって直ちに客観的な公益性や政策上の必要性があると判断できるものではありません。また、社会経済情勢の変化に伴う社会的需要や市民ニーズの低下によって施策の重要度が低下しているものは、廃止してください。

(2) 政策上の必要性が認められること

ア) 市の政策上の必要性は、総合基本計画の各施策や、各種個別計画等に位置付けられているかどうかで判断します。ただし、コロナ禍への対応など、急激な社会経済情勢の変化により生じた政策課題については、総合計画等での具体的な掲載を問わず、計画の主旨や市の果たすべき役割を踏まえ、個別の内容に応じて総合的に検討することとします。

イ) 市の政策に合致するものであっても、市民や団体、事業者が自身の責任と財源で実施すべきものは、市が補助金等を交付することは適切ではありません。市の支援の必要性を、市民と行政の役割分担を踏まえて判断してください。

ウ) 市の政策と方向性が合致するものであっても、役割分担の観点から国、府が補助等を実施すべきものについて、市が補助金等を交付することは適当ではありません。(限られた財源の有効活用の視点からも不適です)。

エ) 市の政策に合致するものであっても、関連施策の展開により既に政策目標が達成されているものは廃止してください。

「基準2 公平性や透明性など施策手段としての的確性を備えていること」の考え方

(1) 施策手段として補助金等が最適であること

ア) 施策目的達成のためのより効果的・効率的な手法や、市民と行政の役割分担の観点からより適切な手法等を検討し、該当する手法がある場合は、手法を変更してください。

イ) 行政による直営や委託等を含め、最適な支出方法を検討し、特に経費の全額を補助する事業(委託的補助金)については、原則的に委託へ切り替えます。

(2) 補助対象となる事業が特定されていること

補助金等は、補助対象事業が明確となる事業費補助であることが原則です。団体の運営に対する補助は団体の立上げ支援(概ね3年程度を限度とする)を前提とし、引き続き補助が必要である場合は、その事業に対し本指針の基準に照らし、事業費補助とすることを原則とします。

(3) 補助対象経費、補助額の設定が適切であること

ア) 補助対象経費は、対象事業の実施に必要な経費のみとします。

イ) 対象事業の実施に直接結びつかない経費や社会通念上妥当ではないものとしては、人件費、慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業とは直接関係のない視察旅費、自団体の総会・役員会その他の会議費などが該当します。ただし人件費としては、補助対象事業のために従事者を雇用することが客観的に認められるものや、団体構成員に対する日当・報償費のうち真に必要となるものにつ

いては対象とすることができることとします。また、会議等において飲料が必要となる場合は、必要最小限度の範囲で対象とすることができます。なお人件費、食糧費ともに補助対象経費とする場合は個別要綱にその旨を明記することとします。

ウ) 原則として、補助対象経費の2分の1以内の補助率とします。それ以外の補助率の設定においては、説明責任の視点と、見直しに備える視点から、具体的な事由と補助率設定の考え方を明確に示してください。例外的に単価補助、定額補助などを採用する場合は、その採用理由と金額の積算根拠を明らかにしてください。見直し時には、積算根拠と社会経済情勢の変化を合わせ見て、その妥当性を検証してください。

エ) 協働事業分担金については、民間と行政がともに事業を実施するという性質から、純然たる金銭的・貨幣的価値や補助率のみに着目することなく、民間が提供する労働力や費やす時間なども考慮した制度設計を検討する必要があります。

オ) 上乘せ補助や横だし補助は、国、府の補助金等が単体で施策効果があるように設計されていることから、明確な根拠と考え方に基づく政策的な判断によるものでない限り、行わないこととします。

(4) 対象者の設定が適切であること

ア) 対象者に要件を設定する場合、意図せずして不公平が生じることがないか、他の政策分野の視点も含め、制度設計の段階で様々な角度から検証してください。

イ) 公募方式による場合、選考方法について公平性と透明性を確保する必要があります。

(5) 補助金等の交付先が交付先としての適格性を備えること

ア) 市が任意の団体の事務局機能を担うことは、団体の自主性を阻害するだけでなく、補助金に係る実績報告書等の作成を、補助金を交付する側の市が行うこととなり、補助金運用に係るチェック機能が適正に働いているとは言えません。市が団体の事務局機能を担わなければならない特別な理由がある場合を除き、団体自身が事務局機能を担うことができるよう、速やかに改善に努めてください。

イ) 補助金交付先は、公の活動の一端を担い、公金を用いた事業であることの認識をしてください。補助金担当課においては、補助金交付先に対して啓発・指導に努めてください。

(6) 透明性を備えること

市が情報を開示するにとどまらず、補助金交付先においても会計報告や活動内容等を公開するよう努めるなど、市民に対する説明責任を果たすよう努めてください。

「基準3 市の補助金等の交付が不可欠であること」の考え方

(1) 補助金等の交付が対象事業の推進に不可欠であること

ア) 補助額が少額のもの、または事業費に占める補助金の割合が低率のものは、そもそも補助金の必要性が乏しいため、補助金交付先に対して経費の圧縮や自主財源確保の努力などの対応を求め、補助金を廃止してください。また、事業内容によっては国、府および他団体（例：自治総合センター等）の補助金を活用できるため、市補助金より優先して活用してください。なお、原則として同一事業において、複数の補助金を重複して受給することはできません。

イ) 団体の運営に係る補助において、翌年度への繰越金や余剰金がある場合は、実績報告書や出納簿等による実態把握を行い、補助金を減額又は廃止してください。

「基準4 補助額に見合う効果が得られること」の考え方

(1) 補助額に見合う効果が得られること

「基準5 見直しの仕組みが備わっていること」に定める達成期限（終期）や見直し時期に関わらず、効果の検証は毎年度行い、補助目的の達成度を点検してください。設定した終了条件を達成した場合、あるいは設定した継続条件を達成しない場合は、補助金等を廃止してください。また、毎年

度の指標の推移などから効果が見込めないことが明らかな場合も、見直しや廃止の検討が必要です。

(2) 効果の有無が客観的に判断できること

ア) 客観的な効果検証が不能なものは、公益性や必要性の判断ができず、適切な見直しもできないため、補助金等を交付すべきではありません。

イ) 補助金等を交付すること自体は実績でも効果でもありません。補助金交付により何がもたらされたか、補助金交付前後で何がどう変化したかをもって、効果の有無を判断してください。補助金等を交付しても状況の変化がない場合は、その補助金等に効果はありません。

「基準5 見直しの仕組みが備わっていること」の考え方

(1) 終期または見直し時期が設定されていること

ア) 国、府事業に伴う制度的補助金は、国、府事業の終期をもって市補助金等の終期としてください。国、府補助金の終了後、市単独で補助金等を存続することは認められません。

イ) 目標の達成期限(終期)は、依拠する計画等にあわせて設定してください。

ウ) 見直し時期についても、依拠する計画等に合わせて設定してください。依拠する計画等に特段の期間設定がない場合は、原則3年を見直し時期としてください。

VIII. 補助金適正化の手順

第1項 補助金創設時及び既存補助金等の適正化

新たな補助金等については、予算要求の段階で「VI. 補助金適正化に向けた交付基準」の基準1～5に基づき、別添の「補助金等点検シート」を用いて検証を行ってください。すべての基準を満たさない限り、基本的には補助金等の創設は認められません。また本指針策定時に、全ての既存補助金等についても同様に「VI. 補助金適正化に向けた交付基準」の基準1～5による検証を行ってください。検証の結果、基準を満たしていないと判断された補助金等については、当該補助金の廃止も含め、そのあり方を早急に検討する必要があります。

第2項 運用開始後の適正化

毎年度の事務事業評価時に、「基準4 補助額に見合う効果が得られること」による検証を行い、必要に応じて制度や運用の改善案を整理してください。改善事項は、可能なものは速やかに適用し、遅くとも翌年度の予算や運用には反映させてください。補助金等の効果発現までは一定期間を要することも多いので、設定した達成期限または見直し時期が到来するまでは、継続することを可とします。ただし、毎年度の効果検証は、必ず実施してください。

第3項 達成期限の到来時の適正化

達成期限（終期）が到来した補助金等は廃止してください。政策目標を達成できておらず、引き続き何らかの施策が必要な場合でも、目標の再設定も含め、ゼロベースで検討してください。漫然と同じ制度設計を継続せず、目標の達成度や社会経済情勢等の変化等を踏まえ、全ての基準を満たし、かつ、より効果的な補助金等となるように工夫してください。

第4項 見直し時期の到来時の適正化

見直し時期を設定した補助金等については、見直し時期到来時に、指標等による効果検証と社会経済情勢の変化等を踏まえ、補助金等を継続する必要性について検証を行ってください。そのうえで、継続すべきとの判断が続く場合も、補助金等をより効果的なものとするため、制度の再設計、すなわち「見直し」を検討する必要があります。

IX. その他

本指針の適用については、令和6年度から適用します。また、本指針の内容は、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

適正化にあたっては交付先との調整や制度の見直しに時間を要するものなどもあるため経過措置期間を設け、経過措置期間中は平成26年7月に策定した『富田林市補助金等の交付に関する基本指針』に定める従来の基準を併用し、補助金等を交付することとします。経過措置期間は各補助金等において新たに定める終期（原則として3年）までとし、更新にあたっては本指針に定める基準に適合することを原則とします。

なお、本指針の策定に伴い、平成17年4月に策定した『富田林市補助金等交付規則に関する基準』及び平成26年7月に策定した『富田林市補助金等の交付に関する基本指針』は廃止とします。